

安心・安全／公正・公平な街づくりに全力投球！

神戸市会議員(須磨区)
福祉環境委員会委員
未来都市創造に関する特別委員会委員
国民民主党・友愛神戸市会議員団 団長

大井としひろ 市会報告

VOL.90
2022年 新年号



編集・発行:国民民主党・友愛神戸市会議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL(078)322-5772 FAX(078)322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

令和3年第2回定例市会11月議会開催 期間(11月29日～12月8日)



須磨区民の皆様いつもお世話になります。国民民主党・友愛神戸市会議員団の大井としひろです。
新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、神戸市においても昨年の夏には自宅療養者・療養先調整中の方が2千人を超え、医療崩壊寸前まで危機が迫りました。
夏以降、8月24日の陽性者数393人のピークを境にワクチン効果もあり、徐々に減少し11月中旬には新規感染者が8ヶ月振りにゼロとなりました。

「withコロナ」へとコロナウイルスとの付き合い方も変わりつつありましたが、12月初旬に感染力が増したワクチンが効きにくい可能性が指摘される新たな変異株「オミクロン株」の国内感染が初めて確認されました。

神戸市では、このオミクロン株の感染拡大の警戒感が高まる中、「第6波」への備えを強め、3回目のワクチン接種をはじめ、子育て・困窮世帯への臨時特別給付事業、後遺症対策、保健所の強化等、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算439億2400万円を11～12月議会で承認したところです。

気を緩めることなく「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する

「新しい生活様式」を実践していただけますようよろしくお願いいたします。

民間出身の議員として、「公平・公正な社会の実現」を目指し、市政・議会の改革に全力投球で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

11月議会の福祉環境委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策について」健康局長と質疑を行いました。

12月8日の一般質問では、「選挙公報の配布について」、「働き方改革・意識改革について」質疑させて頂きました。以下のとおりご報告いたします。又、12月22日に臨時議会を開会し、緊急補正予算案を全会一致で承認しました。

福祉環境委員会 2021年11月30日

■新型コロナウイルス感染症対策について

Q 大井としひろ

発症予防効果についてお伺いします。
厚生労働省のQ&Aの中には、接種完了から半年以降で、重症例の発生率に上昇傾向が見られたというイスラエルのワクチン接種後の免疫力の低下というレポートがあり、6か月以降から重症者が上昇していることを考えますと、神戸市の、8か月経過してから3回目の接種を受けていただくとすると、空白の2か月が発生します。感染力の強いオミクロン株が、どのようになるのか分かりませんが、ワクチンの6か月後の発症予防効果が低下するとすると、これは大変なことになると危惧をしていますが、御見解をお伺いします。



A 健康局長

国のほうのワクチンの追加接種につきましては、原則8か月ということになっていて、ただ、6か月に短縮する場合も例外的

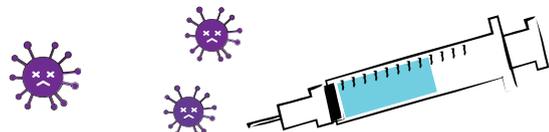
にあるということが示されています。

2点あり、1点は、医療機関とか高齢者施設などでクラスターが出た場合については、その施設においてワクチンを6か月以上で接種するのであれば、県を通じて国のほうと協議をして、認められれば接種が可能。

もう1つは、保健所の管轄圏内、うちで言う神戸市内ですけれども、複数、クラスターが発生した場合にも、その施設だけでなく、それ以外の施設に対して、計画書を出して、国で認められればすることができるとなっています。

今の国の方針というのは、スキームで行きますと、原則は8か月でいかに得なくて、感染が拡大して、先ほど申し上げたクラスターが出た場合、複数出た場合に、神戸市として6か月に短縮してやっていくことを県を通じて国のほうと協議するのかというような判断になります。

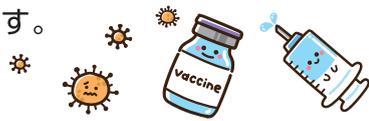
今はそこまでしか我々の裁量権はございません。オミクロン株のこととかが考慮されていく中で、海外でもイギリスが何か、もともと6か月の期間を3か月に短縮する方向になったとかという報道もされていきました。国の考え方自体が変わるかも分からないですが、今のところは原則8か月ということになっています。



中面につづく→

Q 大井としひろ

高齢者の方が最初に打てるのは1月の後半、2月ぐらいの接種、になるんだと思いますが、最初に接種されたご高齢の人たちが最初に3回目の接種をしますので、空白の4か月か5か月となり、接種後の発症予防効果の6か月を越えられる方々が、重症化するということにならないのかお伺いします。



A 健康局担当局長

追加接種におきます、いわゆる接種間隔ということでございますけれども、今、国のほうが自治体のほうに示しております。この内容、これは11月16日に具体の説明がございまして、その内容が先ほど花田局長のほうから御答弁申し上げたとおりでございます。

まずは、8か月経過してから3回目の接種を受けていただく、6月末に2回目接種を終えられた方ということになりますと、8か月後というのが2月の末ということになりますので、そのような間隔で、8か月を迎えられた方から順番に接種券をお送りしていくということになります。

Q 大井としひろ

6月末に2回目を打った人は、もっと前に打たれた高齢者の方と同じように打てるということになるのか。その辺のところは何も説明がないので、その辺のところは順番的に言えば高齢者の方々が先に打たれて、その後ということにはなりませんか。

A 健康局担当局長

追加接種につきましては、どなたも、これは医療従事者の方も、高齢者の方も、それ以外の世代の方も、8か月たってから3回目を打っていただくということになりますので、そういう意味では逆転するとか、そういうことはございません。

ただ、例外としては、クラスターが発生したときに、これは国との協議の上で、例えば8か月を待たずに6か月以上であればできるという一つの特例がございまして、それをどういうふうにしていくのかということになるかと思えます。

Q 大井としひろ

最初、国は、6か月と言っておりました。そのときに地方の自治体が、もう8か月で走っているのに、今さら6か月と言われてもと困ると、国は最終的には8か月ということでお茶を濁したというか、そういう自治体の声に流されたんでしょうけれども、しかし、国は多分、これ6か月というのは、イスラエルのレポートで、6か月後から数値が上がるぞというのは、国は分かっているとは言いませんけれども、危惧しておるんだろうなあと思うんですけども、その辺はどうですか。

A 健康局長

分科会の中で、意見として、先ほど委員がおっしゃられたようなエビデンスも専門家の方に示して、6か月も考えないといかんのじゃないかということが基で報道されたというふう聞いております。



ここからは少し想像になるんですが、全てを6か月に前倒しすると、今現在認められているのは、ファイザーだけです。まだモデルナは追加接種が認められていません。というようなことから、要はワクチンの供給量との関係になります。ですので、6か月に倒せば、前のようなことに、ちゃんと計画的に倒さないと、我々が7月に経験したようなことが起こり得るというふうに、ちゃんと国からは説明がないですが、果てしなくワクチンの供給量とは関連しているのかなと思います。

Q 大井としひろ

この空白の2か月という、この6か月、8か月のこの2か月という空白は、これ本当にリスクな状況に、まだ分からないんで、どうなるか分かりませんが、このオミクロン株がどこでどういう形でピークに来るのか分かりませんが、この空白の2か月であり得るんじゃないかなと私は危惧しています。今年の夏のようなことにはならないような体制というのは、やっぱり最悪を想定していただかないといけないんじゃないかなと思いますが、お答え願います。

A 健康局長

そもそも今現在、このオミクロン株がワクチンにどのような影響を与えるかというのは分かっていません。感染力は恐らく南アフリカの例を見ると強いだろうと、これも推測です。ワクチンの効果につきましては、ファイザー社とモデルナ社が、報道でしか見てませんが、2週間程度かけて、ワクチンの効き目がどうなのかというのをまず分析すると。必要であれば、ワクチンを制度設計し直して、その期間にファイザー社は6週間ぐらいかかると。その後、100日間で、初期出荷ができるということをやっていますので、そもそも効かないのでは——効きにくいような、今変異になっているのであれば、ワクチンそのものの制度設計の問題になってくるので、その辺はちょっと我々のほうは製薬会社の分析結果を待たないといけないかなというふうには思います。

要望 大井としひろ

100日とおっしゃられましたけども、100日と言うと3か月。だけど、3か月で日本に来るかと言ったら、まずヨーロッパ、アメリカの欧米諸国に提供され、日本に入って来るのは半年後かもっと先ってというようなことも言われておりました。そうすると、やっぱりオミクロン株に効果のあるワクチンが、日本の私たちに打っていただけるかと言ったら、もうピークを過ぎた後に打っても意味がない訳で、そういうことを考えると、やっぱり最悪を想定していただいて、重症者病床とか、中等症の病床とか、これはもっと確保するというようなことも考えながら進めていただかないと、本当に大変なことになるんじゃないかと危惧しています。ぜひ今年の夏のようなことのないようにしていただきたい、それだけ要望して終わります。



一般質問 2021年12月8日

■神戸市須磨区19,000世帯に選挙公報未配布、議会で質疑

Q 大井としひろ

選挙公報の配布について、お伺いいたします。

先月の衆議院選挙、市長選挙等において、須磨区で選挙公報の配布漏れがありました。選挙公報は、公職選挙法に基づき選挙期日の2日前には配布する必要がありますが、区民から配布されていないとの問合せが複数あったため調査したところ、須磨区の約7,900万世帯に対して、約1万9,000世帯が未配布であったことが判明したと11月26日に本市選管事務局長から議員にメールでの報告があり、翌日の朝刊各紙に掲載されました。

この件に関しましては、私が11月1日の午後4時頃に、本市選管事務局長に電話で、我が家のポストに1日の午後に選挙公報が入っていた。公職選挙法に照らしても問題があると思われるので、調査されたい。その結果を報告してほしいとお伝えしました。

そして、その結果報告が、11月19日に市選管事務局長と須磨区選管責任者(総務部長、担当係長)から私に説明がありました。その際の説明では、区内で20件ほどの公報が届いていないと連絡があったところに個別に対応した。7月の知事選挙でも同一業者に依頼したが、特にトラブルもなかった。誤差の範囲というような報告でありました。私からは、須磨区選管の指示、管理の徹底がされておらず、丸投げでずさんな業務と言わざるを得ない、本件については、議会で質問させていただくと伝え、事のてんまつについて、再度報告いただくよう依頼して聴取は終了しました。

11月26日の午前に、市選管事務局長と須磨区長が再度報告に来られ、1万9,000世帯に未配布であったと報告がありました。また、知事選挙でも1万部残置され、廃棄していたと報告がありました。須磨区選管のずさんな選挙公報の取扱い、全世帯に配布することのチェック体制、配布業者の選挙公報の重要性の意識の欠如、業者への丸投げがこのような事態を招きました。公職選挙法に照らして、このことについて、市選管としての責任をどのように感じておられるのか、お伺いいたします。

次に、働き方改革・意識改革について、お伺いします。

市長が掲げる海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けては、現在進めている駅前空間の再整備や道路ネットワークの強化等、目に見える形でのまちづくりをさらに加速させる必要があります。また、市民に身近なところでは、地域の公園や街灯、街路樹等の整備や日常の維持管理について、多様化・高度化する市民ニーズに応え、着実・丁寧に取り組むことがますます求められています。建設事務所を中心に、日頃の市の対応、取組に対しては、おおむね評価しているところではありますが、このように大きな変化を伴う重要な市政の局面において、より迅速かつ確実に事業を進めていくためには、市役所内部も変革が不可欠と考えますが、果たして情勢に対応できているのでしょうか。

行政事務のスマート化、DXの推進等により業務の効率化を図るなど、働き方改革を推進するとともに、街灯増設事業で失った信頼の



回復、市民目線に立った対応の徹底など、職員1人1人の意識改革、組織風土改革が必要と考えますが、具体的にどのように取り組んでいくつもりか、御見解をお伺いいたします。

■働き方改革・意識改革について

A 市長

私からは、市役所内の風土改革につきましてお答え申し上げます。正直まだまだ課題が多いというふうに思います。大事なことは、1つはそれぞれの局の局長をはじめとする局の上層部と現場との間の意思疎通と情報の共有です。これは局によって違いがあるとは思いますが、なかなか局によっては相当これは思い切って変えていかなければいけないというふうに思います。

もう1つは、市役所全体で取り組んでいることを、現場の皆さんにしっかりと理解していただくということです。例えば、デジタルトランスフォーメーションにしましても、企画調整局はもうまるで世の中がバラ色に変わるような、ポンチ絵のような絵を描く一方で、実際には現場でトランスフォーメーション以前としか言いようがないような、非常に遅れた仕事の仕方が行われている。このギャップをどう見るのかということをして幹部職員がしっかりと胸に手を当てて考えていかなければ、そして、実行していかなければいけない。もちろん、私の責任は大変大きいと思いますけれども、相当思い切った対応が必要だというふうに感じております。

■選挙公報の配布について

A 選挙管理委員会委員長

選挙公報につきましては、公職選挙法に規定された候補者の情報と有権者にお知らせする重要な媒体であり、本市においては、市会議員選挙、市長選挙においても条例を制定し、有権者の各世帯に配布しているところでございます。

このたび、このような重要な選挙公報が、区の約4分の1の世帯という多数の未配布が生じたことは、市選挙管理委員会として大変重く受け止めており、未配布の皆様から心からおわび申し上げる次第でございます。

12月1日に開催致しました市選挙管理委員会におきまして、この問題について協議をし、事案の重大性を十分に認識するとともに、再発防止に向けて各区選挙管理委員会に対し、今回選挙での履行確認の徹底や次回選挙に向けて法定期日までに確実に配布できる体制の確保などを行い、適正に選挙を管理執行するよう求める旨の文書を排出したところでございます。

今後、今回の問題につきまして、昨日、市長が御発言されたとおり、監査委員に検証を行っていただいた上で、市選挙管理委員会として有権者の皆様に対し、確実に選挙公報を配布できる方策について検討してまいります。次第でございます。

■働き方改革・意識改革について

Q 大井としひろ

それでは、市長にお伺いします。過日、SNSに投稿された、「市民の声に背を向け、発注権限をかさに威張り散らし、民間業者には無理難題を言い、膨大な資料の提出を求めるなど、裏面につづく→

時代錯誤の仕事を絶対に変えようとしなない職員集団がないことを願う」あるいは、「神戸市の土木職はひどい、ひど過ぎる。市民のことを考えているのだろうか」云々について、市長の思いはどこにあるのかお聞きしたいのですが、御答弁いただけますか。

A 市長

そこのツイッターに書いたとおりでございます。



■選挙公報の配布について

Q 大井としひろ

ありがとうございました。お答えにくいと思うので、分かりました。次に選挙公報漏れについて、委員長にお尋ねします。私からの調査依頼のこの報告はいつありましたか。

A 選挙管理委員会委員長

11月4日の木曜日に、局長のほうからメールが届きました。その内容を一部ちょっと申し上げますと、須磨区内、道正台の須磨パークヒルズの住民から、選挙期日まで配布されなかったとしてというようなことが届きました。

それから、このほかにも、多井畑南町、多井畑東町などでも、選挙期間中、問合せが多くあり、再配布をしたとのことを伺っております。大井議員からも指摘があり、調査報告を求められていますと。須磨区の選管では、来週初めに委託業者のヒアリング調査を行う予定ですと。それから、選挙公報の未配布に関する情報などを聞かれることがありましたら、お伝えくださいますよう、よろしく願いいたしますということにていただいております。

Q 大井としひろ

須磨区からの報告書、1枚もののペーパーは見ておられるということですね。

A 選挙管理委員会委員長

それは見ておりません。

Q 大井としひろ

このペーパーには、驚くことがあるんです。

まず1つは、1日に事務局長にお尋ねした回答が、19日、約3週間も捨て置かれた。調べておられたといってもこの程度のペーパーだったら1週間もあれば報告できるはずです。これが19日に報告があったということがまず問題です。

委員長が言われたように、この中には、届いていないというところに、31日までに20件ほど個別に対応された。しかし、多井畑東町、多井畑南町は、31日午前から13時の間、再配布したと書いてある。これはまさに公職選挙法に抵触するはず。投票日の2日前までに配布しないとイケないというのを、31日に配布した。と、ここには書いてあります。須磨区の選管は、その公職選挙法を知らなかったということになるのではないですか。この2点について伺います。



神戸市投票済証ステッカー

A 選挙管理委員会事務局長

11月1日に議員のほうから御指摘いただきましたほか、先ほど委員長申し上げましたように、大規模マンションのほうの住民の方からも苦情の電話がありましたので、私のほうから須磨区の選管に対して、配布事業者へのヒアリング調査を早急に行うように求めておりました。区の選管のほうは、11月2日から事業者に対しまして再々にわたり報告を指示しておりまして、ただ、事業者からの報告内容がなかなか不確かなところもあり、そのやり取りを続けていたというところでしたが、不十分なところはありましたが、11月16日に区のほうから区長も来られて、途中経過を私どもが報告を受けましたので、11月19日に、その時点で把握いたしました内容を御説明した次第でございます。

ただ、その後、24日には、事業者が区の選管へ虚偽報告をしていたということが判明いたしまして、19日に議員にお見せしたその内容も虚偽の報告に基づくものであったということは、改めておわび申し上げたいと思います。

未配布世帯への個別の対応ですけれども、これは須磨区に限らずどこの区でもそうですが、法定の期限は2日前までということ。です。

今回、非常に配布の日程が厳しかったわけですけれども、25日から28日の4日間で配布するということになっておりました。須磨区のほうにつきましては、28日から届いてないという苦情の連絡が20件ほどあったということで、それが議員のお住まいのところも30日、31日に連絡があり、その辺りは複数の連絡があったので、個別ではなく御連絡があった周辺も配布の事業者に命じて、再配布したというふうに聞いております。

法定の期日は、期限2日前までということですが、それでも選挙期間中まで配るとするのは、これは違反になるので、本来であればそれだけでも管理執行上、問題となる事項として報告すべき事項と認識はしています。

Q 大井としひろ

今回の報道記事で、区の選管は業者に対して、法的措置を検討すると記事に書かれていましたが、逆に区の選管なり神戸市の選管が訴えられることはないのでしょうか。また、国の総務省自治行政局選挙部選挙課には、報告はされたのか。

選挙公報の情報の選挙人への早期提供について、自治行政局選挙部選挙管理課の見解は、「民主主義の根幹である選挙を公正・公平に行うために、全ての選挙管理委員会は、公職選挙法の規定に厳格に従って選挙を管理執行する必要があり、万一、法令の規定に沿った形で執行できない場合には、選挙そのものが無効になることがあり得るもの、こうしたことから、各選挙管理委員会が選挙人間の公平に十分配慮し、選挙の公正を害することがないように対応する必要がある」とのことだが、総務省に報告されるのか。



A 選挙管理委員会事務局長

公職選挙法によりまして、選挙の手續ですとか、選挙人の決定に不服がある場合は、疑義の申出ということで、定められた期限までに行うことができると規定されています。

今回の市長選挙につきましては、法の規定によりまして、市の選挙管理委員会に対しまして、候補者の1人から、11月15日に異議の申出が出されておりまして、審理をしていましたところ、11月30日に当該異議申出人から大量の選挙公報の不配布を異議申出に追加する旨の申出書が提出されまして、現在、それも含めて審理中でございます。審理後、市の選管で決定を行いまして、文書により理由を付して、異議申出人に交付し、その要旨を告示することになっております。

当該決定につきまして不服がある場合は、県の選挙管理委員会に対して決定書の交付を受けた日、または決定書の要旨の告示のあった日から21日以内に審査を申し立てることができることとされています。さらに、県の選管の裁決になお不服がある場合には、県の選挙管理委員会が被告とされまして、高等裁判所に出頭するという、そういう流れになっています。

国への報告につきましては、管理執行上、問題となった事項としまして、12月1日に兵庫県の選挙管理委員会を通じて実施済みです。

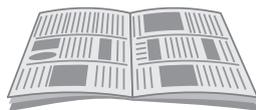
Q 大井としひろ

議員も市民といえば市民ですけれども、この市民の方々の配布漏れの対応で済まそうとした今回の神戸市の選管の対応は、私への報告も遅きに失し、この11月15日という、この15日と言うのはいろんな意味があるわけですが、これを超えて19日まで引き延ばして報告した。これはまさに議会軽視、議員軽視と言わざるを得ないと思っています。誠にお粗末な対応と言わざるを得ないわけですが、議員からの指摘がなければうやむやにしていた可能性が大であるのではないかと。知事選挙も同じようなことになっておったのに、そのまま行ってしまったと。そういうことを考えますと、私が今申したようなことの反論があればお聞きしたいと思います。

A 選挙管理委員会事務局長

議員御指摘のように、選挙公報の不配布というのは、違法かつ無効の要因になり得るということで、大変重要な業務であるという認識を持って市の選管、そして、配付団体にもそれを徹底して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

Q 大井としひろ



ビラというのは、私たち議員は大変大事にしております。私も議員になる前からビラ配り結構させていただきましたけれども、大変難しい。特に、選挙公報は、全世帯に配布する。100%配布ということは大変に難しい。高度な技術が要るわけです。7割、8割ぐらいの配布は簡単に配布できますが、100%配布は難しいことを19日に説明に来られたときには、99%まいたらいいいじゃないかみたいな感覚の説明だったから、私は問題にしました。1%でも入っていないというのは問題だと。

議会で質問するということで厳しく追及させていただきましたけれども、結局、1%どころか25%も配っていなかったと。

これは、私たちの市会ニュース以下、市中の業者のチラシと同等のレベルで扱われていた。選挙公報の重要性、公職選挙法に基づ

いた配布、いかに全戸に配布することの難しさを認識していない、いいかげんな区選管の意識の欠如がこのような事態を招いたと、猛省を促したいと思います。もう1度、市選管の御見解をお伺いします。

A 選挙管理委員会事務局長

須磨区につきまして、平成29年にも未配布があったということで、それを受けて、またこのような事態を繰り返してしまったことを、大変、市の選管としましても重く受け止めています。今後は、今回の事態の原因の検証を客観的に検証いただきまして、次回選挙に向けまして、他都市の状況なども参考にしながら、確実に有権者に配布できるような方策について検討して、再発防止の徹底に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

要望 大井としひろ

選挙管理委員会の仕事というのは、各種選挙が公正に公明に行われるように、その事務を執行することとあります。主な仕事の中には、各種選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発、あるいは宣伝に関することなど選挙事務に関することが業務であり、市民に投票に行ってもらう、投票率を上げることなども選挙管理委員会の仕事であるわけですが、そのことを放棄した、この区選挙管理委員会のずさんな管理は、大いに反省をしていただかないと、今後、このようなことのないよう、選挙公報の配布などの検討、再発防止に努めていただくよう、強く要望させていただき終わります。



参考

須磨区における選挙公報の不配布に係る市長から神戸市監査委員への監査の要求について

令和3年12月20日に市長が神戸市監査委員に対して、以下のとおり、監査を要求しました。

1 監査を求める事項

神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会により管理執行された、須磨区における兵庫県知事選挙(令和3年7月18日執行)並びに神戸市長選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査(令和3年10月31日執行)についての選挙公報の配布業務に係る、次の各号に掲げる事項

(1) 委託に関する事項

- ① 事業者選定手続き及び契約額の適否
- ② 仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否
- ③ 配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否

(2) 行政内部の事務執行に関する事項

- ① 各選挙管理委員会事務局内における、上司への報告等、情報共有の方法及び内容の適否
- ② 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応(調査の未実施等)の適否

裏面につづく→

2 監査を必要とする理由

上記各選挙において、須磨区内で極めて多数の選挙公報の未配布があったことについて、公職選挙法第170条の規定に反する事態の重要性及び重大性並びに神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会の独立性に鑑み、公正な第三者としての監査委員による原因の検証が必要かつ妥当であると判断するため、

本監査を要求するもの。

3 監査の方法その他

監査にあたっては、専門的な見地での監査を行うことにより、事実の解明と原因の究明をするとともに、今後の再発防止のために必要な措置についての検討をお願いする。

令和3年度11月補正予算案の概要

1 補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、ワクチン接種や疫学調査などの感染症拡大防止対策に取り組むため、補正予算を編成する。

2 補正予算の規模

一般会計 73億5,400万円

3 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策

- ワクチン接種の実施 65億5,000万円(健康局)
ワクチンの追加接種(3回目)の実施等
- PCR検査等の実施 7億7,700万円(健康局)
感染拡大・クラスター発生防止を図るため、PCR検査や変異株ゲノム解析等を実施
- 後遺症に関する相談体制の構築 1,100万円(健康局)
感染症の治療・療養後の倦怠感や、息苦しさなどの後遺症に悩む方への相談体制を構築
- 保健所業務のデジタル化 1,600万円(健康局)
保健所の体制強化を図るため、保健所業務全般のデジタル化を推進



令和3年12月補正予算案の概要

1 補正予算の概要

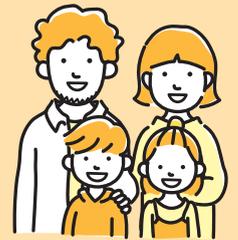
11月19日に閣議決定された「国の新たな経済対策」を受けて、子育て世帯・生活困窮世帯の生活・暮らしを速やかに支援するため、給付金の支給にかかる補正予算が編成されました。

2 補正予算の規模

一般会計 365億7,000万円

3 補正予算の内容

- 生活困窮世帯への臨時特別給付 242億円(福祉局)
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、困難に直面している住民税非課税世帯を支援するため、1世帯当たり10万円の現金給付を実施
- 子育て世帯への臨時特別給付 123億7,000万円(子ども家庭局)
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)を支援するため、児童1人につき5万円の現金給付を実施



臨時議会12月22日 令和3年度12月緊急補正予算案の概要

1 補正予算の概要

子育て世帯への臨時特別給付について、子育て世帯への速やかな支援として、給付金10万円の一括支給にかかる補正予算を編成する。

2 補正予算の規模

一般会計 107億5,000万円(今回の5万円分)

3 補正予算の内容

- 子育て世帯への臨時特別給付 107億5,000万円(子ども家庭局)
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける高校生相当年齢までの児童・生徒を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)へ10万円を一括給付
※12月7日に補正予算措置済みの5万円分と合わせて一括給付

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」10万円の現金一括給付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く)を支援するため、現金給付を実施します。また、先行給付の5万円に加え、残りの5万円の一括給付を容認することを国が発表したことをふまえ、神戸市では10万円の一括給付を行います。

1 対象者

次の要件をいずれも満たす方

- 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する
- 令和3年度の所得が児童手当の特例給付(児童1人あたり月額5千円)受給水準未満

2 支給額

対象児童1人につき10万円

3 手続・支給スケジュール

- 先行給付(申請不要)
次の表に記載の方は原則として申請不要です。

先行給付対象者	スケジュール
・令和3年9月分(令和3年10月に支給済)の児童手当の受給者(公務員を除く) ・令和3年9月生まれの子に係る令和3年10月の児童手当の受給者(公務員を除く)	・12月22日以降(補正予算成立後):案内発送 ・12月27日:児童手当の指定口座に振込
・令和3年10月分(令和3年11月に支給済)の高校生相当年齢の児童扶養手当の受給者	・12月22日以降(補正予算成立後):案内発送 ・12月27日:児童扶養手当の指定口座に振込

※令和3年10月から令和4年3月までに生まれた新生児の養育者(公務員を除く)については、児童手当の請求が認定された後に、順次案内発送、児童手当の指定口座に振込

4 問い合わせ先 神戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

電話番号:078-277-3322 FAX番号:078-322-3119 対応時間:平日8時45分から17時45分



神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市会議員

大井としひろ

自宅兼事務所 須磨区多井畑南町22-15 TEL 080-5339-3001

■ メールアドレス ooi@kobe-001.com

■ おーいブログ http://blog.goo.ne.jp/kobeooi

■ ツイッター KOBE_SUMA_OOI

■ 公式ホームページ http://kobe-001.com

■ You Tube 大井としひろチャンネル

大井としひろ

検索